

第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票

目標	協働して取り組む柱と方向	市が先導的に取り組むこと	所管・関係課	平成27年度目標	取組状況	平成27年度現状	所管・関係課名		福祉部集約版	
							平成27年度課題	平成28年度目標	取組状況	
1. 地域福祉への関心と理解を広げます	1-1) 地域福祉の呼びかけ * 地域福祉は、一人ひとりの暮らしに関わるものだと伝えることです。	(1) 地域福祉の呼びかけの推進 ・ 地域福祉はすべての市民の生活に深く関わるものであり、介護や支援が必要なときも権利を尊重しあって生活し、一人ひとりが「できること」で支えあう意識を高めるよう、さまざまな機会を通じて発信します。	障害福祉課	特になし。	A	地域交流を図り、支えあう意識を高めるため市立みどり地域生活支援センターでの喫茶事業（毎月第1・第3木曜日）を行っている。	より地域の人との交流を深める必要がある。	特になし	A	
			高齢介護課	地域での老人クラブ等の団体を活用していく。	B	老人クラブ等高齢者の団体が担い手となり地域活動に取り組む事業を実施した。	担い手となる人の確保。	高齢者の団体等が自ら地域福祉の意識を持つような働きかけをする。	B	
			地域福祉課	改編された地域発信型ネットワークの浸透と推進を図る。	B	・ 地域発信型ネットワークでの小地域福祉ブロック会議、中学校区福祉ネットワーク会議などさまざまな機会を通じて発信。	関心と理解を深めるための推進が必要。	地域発信型ネットワークの浸透と推進を図る。	B	
		(2) 地域を大切に作る意識づくり ・ 地域福祉をすすめる基盤として、地域に愛着をもち、そこに住む人々を大切に思う意識を高めるよう、まちづくりのさまざまな取組を通じて推進します。	障害福祉課	継続実施。	B	地域への愛着をもてるよう市立みどり地域生活支援センターで盆踊りを行っている。	より地域の人との交流を深める必要がある。	継続実施。	B	
			高齢介護課	老人クラブの活動を支援として、講演会等を実施する。	B	老人クラブ等高齢者の団体が地域に根差した活動に取り組むことを支援した。	企画・立案・準備が困難。	市と連携を保ちながら自主性を育てる。	B	
			地域福祉課	改編された地域発信型ネットワークの浸透と推進を図る。	B	・ 地域発信型ネットワークでの小地域福祉ブロック会議などを通じて意識づくりを推進した。	関心と理解を深めるための推進が必要。	地域発信型ネットワークの浸透と推進を図る。	B	
	1-2) 学習と話しあいの推進 * 学校、公民館、地域、職場等のさまざまなところで地域福祉について学び、考えます。	(1) 学校や社会教育等での福祉学習の推進 ・ 子どもたちが、学校等での学習を通じて自然に福祉意識を身につけるよう、保育所・幼稚園・学校等での福祉学習を推進します。 ・ 「公民館講座」や「芦屋川カレッジ」等の社会教育の各種事業のなかでも、学びを活かした地域福祉の実践をすすめるよう、学習プログラムに取り入れます。 ・ 福祉学習は、支援のニーズをもつ当事者や支援活動を行っている人等に講師になっていただいたり、活動を体験しながら学習する場を提供するなど、地域の協力も得てすすめます。 ・ 学習の成果を活動の実践につなぐよう、関係団体等と連携して支援します。	障害福祉課	継続実施。	A	○市立みどり地域生活支援センターでの、トライやるウィークの中学生を受け入れている。（今年度希望者なし） ○障がい者とのふれあい市民運動会」で、学生ボランティアを活用している。 ○学齢期の子どもを対象に、障がいへの理解を深めるための啓発冊子を作成し、学校教育の場で活かしている。 ○保健福祉フェアでの手話体験講座を開催している。	さらなる福祉学習への推進が必要。	継続実施。	A	
			高齢介護課	継続実施。	B	高齢者自らが学校の教育現場に出向き、世代間交流を行った。	学びの場の確保。	積極的に関わっていく。	B	
			ハートフル福祉公社	継続実施。	B	ハートフル福祉公社では、公益目的事業の一環として、福祉講演会1回、介護教室2回を開催し、介護予防に関する知識の普及啓発事業を実施した。	特になし。	継続実施。	B	
地域福祉課			継続実施。	A	・ 地域福祉アクションプログラム推進協議会の「キラッとプロジェクト」で作成した減災リーフレット「いのちまもるあしや」を市内小学校及び中学校生徒へ配布し、自助・共助の意識の醸成を図った。（約6,700部配布） ・ 中学生向けの夏休み福祉ボランティア活動体験（3日間）を開催し、15名の参加があった。	特になし。	特になし。	B		
(2) 地域等での学習や話しあいの推進 ・ 地域や職場等のさまざまなところで、地域福祉の学習や話しあいが行われるよう、出前講座やこの計画の「実施プラン」づくりなども活用して支援します。	高齢介護課	継続実施。	B	出前講座による講演で地域住民の意識を醸成した。	出前講座のメニューの精査。	積極的に関わっていく。	B			
	地域福祉課	継続実施。	A	地域活動の活性化を目的に、保健福祉フェアで、「地域福祉アクションアワード」を開催し、各地域で活躍する住民の方々より活動報告と表彰を行った。	特になし。	特になし。	B			

第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票

目標	協働して取り組む柱と方向	市が先導的に取り組むこと	所管・関係課	平成27年度目標	取組状況	平成27年度現状	所管・関係課名	福祉部集約版														
							平成27年度課題	平成28年度目標	取組状況													
1-3) 情報の発信・伝達 *地域福祉のさまざまな情報を発信します。 *必要な人に必要な情報が届くよう、きめ細かく伝えます。 *必要な情報を自分で得るように努力します。	(1) 広報等を通じた情報発信の充実 ・広報あしや、市のホームページ、各種パンフレットやチラシ等の多様な方法で、地域福祉に関する情報提供を積極的に行います。 ・地域福祉の活動や事業を行っている市民等が、それらを活用して情報を発信できるよう支援します。 ・多くの情報のなかから必要な情報を見つけやすいように、工夫します。	福祉センター	継続実施。	B	ホームページ・福祉センターだより等の従来の情報発信に加え、まちナビや阪急バスの車内放送等の活用も図り、エントランス事業や保健福祉フェアの開催により、保健福祉センターの周知を図っている。生活困窮者自立相談支援事業の機能が加わった総合相談窓口の周知を図るため、「福祉センターだより」に毎号記事を掲載している。	情報の提供方法をわかりやすくするための整理が必要。	継続実施。	A														
									障害福祉課	必要な情報がより見つけやすいよう工夫する。	A	○広報臨時号「障がい福祉特集号」の紙面を工夫と充実を図り発行している。 ○市ホームページを活用している。 ○福祉マップ「おしえて! 芦屋っぶ」配布している。	広報やホームページ等を活用し、より一層障がい福祉について理解が深まるように努める。	必要な情報がより見つけやすいよう工夫する。	A							
																高齢介護課	平成27年の法改正で、高齢者生活支援センターの役割がますます重要になってきた。また、高齢化に伴い、認知症施策も重要になってきたこともあり、さらなる周知啓発を行う。	A	広報紙やホームページはもとより、各センターの機関紙やリーフレットも地域に配架し、高齢者生活支援センターの役割や機能を誰もが知ることができるよう、多様な方法による継続的な周知に取り組んでいる。	幅広い関係機関や団体等との連携による効果的な周知についての工夫を必要とする。	地域の掲示板や医療機関等、身近な場所での周知を行うとともに、関係機関や団体等との連携による効果的な周知を行う。	A
		地域福祉課	必要な情報がより見つけやすいよう工夫する。	A	市のホームページに地域福祉アクションプログラム推進協議会のページを新たに作成し、各プロジェクトの取組を紹介した。また、情報紙「あしやわがまち通信」で男性の地域デビューを特集し、地域福祉の潜在的担い手を意識した情報発信を行った。	地域福祉に関する情報提供方法をさらに充実させる。	必要な情報がより見つけやすいよう工夫する。	B														
		高齢介護課	継続実施。	B	高齢者の団体等が自ら情報誌を発行し情報提供を行った。	より広く周知が必要。	情報発信に努める。	B														
									地域福祉課	情報紙の内容充実・配布先の拡充。	B	市民と協働して活動している「情報紙プロジェクト」での配布先を広げ、より多くの方へ発信。第4号は、7月発行。第5号は1月に発行。	・市民のニーズに合った情報提供と情報紙の配布方法等を検討する。	情報紙の内容充実・配布先の拡充。	B							
																高齢介護課	継続実施。	B	高齢者団体等が身近な地域で声掛け・見守りができるよう取り組んだ。	情報を得られない方へのアプローチ。	安心の高い情報を提供する。	B
		地域福祉課	継続実施。	B	地域の会議体等で啓発。	特になし。	継続実施。	B														

第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票

目標	協働して取り組む柱と方向	市が先導的に取り組むこと	所管・関係課	平成27年度目標	取組状況	平成27年度現状	所管・関係課名	福祉部集約版	取組状況
							平成27年度課題	平成28年度目標	
2. 暮らしの“困りごと”を適切な支援につなぎます	2-1) ニーズの気づき・発見 *生活の“困りごと”に”早めに気づき、自分で対処したり、必要な支援を求める意識を高めます。	(1)ニーズへの気づきと発信への支援 ・地域福祉の啓発・学習・情報提供などを通じて、自分のニーズに気づき、自分や家族等だけで対応できないときは早めにSOSを発信し、身近なところに相談するよう呼びかけます。	障害福祉課	特になし。	B	障がい者相談支援事業所等相談機関の利用をチラシ等で呼びかけている。	障がい者相談支援事業所等相談機関の周知。	継続実施。	B
			高齢介護課	継続。	B	高齢者の相談窓口である高齢者生活支援センターについて広報紙やホームページによる周知のほか、高齢者生活支援センターにおいても高齢者や関係機関が集まる地域の行事等に積極的に参加するなど地域の身近な場所で機会を設けて周知活動を行っている。	地域包括ケアを推進するため、高齢者や家族のみならず、地域住民や商店、銀行、宅配業者等様々な方に向けて周知活動を広げ、周囲の方から高齢者生活支援センターにつながる体制を構築していく必要がある。	継続実施。	B
				継続実施。	B				
		地域福祉課	継続実施。	B	地域の会議体において、各地域での課題について話し合い、解決に向けた取組を共有している。	さまざまな機会をとらえて、地域福祉への関心を深められるよう取り組む。	継続実施。	B	
		高齢介護課	(2)身近なニーズの発見とつなぐ取組の推進 ・身近な人のニーズに気づき、本人に伝えたり、相談窓口につなぎながら支援する取組を、地域のつながりづくりや見守り・声かけ、相談等の地域福祉活動、さまざまな社会参加活動などを通じてすすめます。 ・そのなかで、自らニーズに気づきにくい認知症の方などへの支援を推進します。	継続実施。	B	地域からの情報提供や発信に対応し、関係機関につなげた。 その中で認知症の方には専門的なアプローチを行った。	ニーズの把握の困難さ。	認知症の方の早期発見。	B
				ハートフル福祉公社	継続実施。	A	ハートフル福祉公社では、市の高齢介護課より介護保険認定調査の委託を受け、691件について適正に調査を実施した。	特になし。	継続実施。
		地域福祉課	継続実施。	B	民生委員・児童委員を通して、高齢者、障がい者、子どものいる家庭の困りごとの相談、見守りを推進、行政とのパイプ役として活動できるよう支援。	困っていることがあっても、人と関わりを持たない人に対する支援。	継続実施。	B	
		障害福祉課	(3)相談機関等によるニーズ把握の推進 ・地域の相談支援機関や地域福祉コーディネーターが地域の人々と連携してニーズを把握するよう、地域にねざした相談支援の取組を推進します。	継続実施。	B	障がい者相談支援事業所の相談員がその他関係機関や地域の人々と連携しニーズの把握に努めている。	ニーズの把握に努める必要がある。	継続実施。	B
				高齢介護課	継続実施。	B	地域からの課題を関係機関につなげた。	特になし。	継続実施。

第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票

目標	協働して取り組む柱と方向	市が先導的に取り組むこと	所管・関係課	平成27年度目標	取組状況	平成27年度現状	所管・関係課名	福祉部集約版																		
							平成27年度課題	平成28年度目標	取組状況																	
2-2) 相談支援の充実 *身近なところで気軽に相談でき、アドバイスや支援をしたり、専門的な機関につなぐ取組を広げます。	(1) 相談窓口の充実 ・福祉センターの総合相談窓口が、多様なニーズを受け止めるワンストップ機能をいっそう高めるよう、さまざまな機関と連携した支援を強化します。 ・高齢者生活支援センター、障がい者相談支援事業所、子育て支援センター等の相談支援機関や市役所の相談窓口等がいっそう気軽に利用されるよう、PRの充実や利用しやすい環境づくりなどに取り組みます。	福祉センター	生活困窮者自立支援法の施行に向けて、総合相談窓口から自立支援の事業に結びつけるよう、より一層、関係機関との連携を図る。	B	27年4月の、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、自立相談支援事業の機能が加わった。相談件数は大幅に増加している。継続して、月1度の相談連絡会を中心に、各関係機関との連携を図っている。	今後も啓発に努める。	福祉センター	継続実施。	A																	
										生活支援課	生活困窮者自立支援が新設されるため、より詳細の情報共有と連携強化を行う。	A	相談者のニーズに応じたサービスを案内。関係各課と情報共有を行い連携を強化している。	生活困窮者自立支援法施行により横断的な相談窓口が実施されるようになった。地域福祉課、社会福祉協議会と生活支援課が常に連携していることが実感できていないのではないか。	生活保護・生活困窮者自立支援の情報共有を密に行い、各制度の重層的かつ一体的な運用を目指す。	A										
										障害福祉課	地域発信型ネットワークや関係機関が集まる場での積極的な情報提供。	B	○福祉センター総合相談窓口のワンストップ機能を活かすため、関係機関と情報共有を行い適切な支援へつなげている。 ○障がい者相談支援事業所、障がい者就労支援相談等相談機関を掲載した冊子、チラシを作成・配布を行っている。	福祉センター内での相談機関、相談方法等の周知。	地域発信型ネットワークや関係機関が集まる場での積極的な情報提供。	B										
										高齢介護課	継続。	B	「高齢者の相談窓口」である高齢者生活支援センターの周知について、広報やパンフによる啓発の他、福祉フェア等のイベントや出前講座、認知症サポーター養成講座等様々な機会を活用し周知を図った。	地域包括ケアを推進するため、高齢者や家族のみならず、周囲の支援者となる地域住民や商店、銀行、宅配業者等様々な方に向けて周知活動を広げていく必要がある。	継続実施。	B										
											市役所内部の連携（介護保険課・生活支援課）を強化する。	B														
										地域福祉課	特になし。		福祉センターの総合相談窓口にて、生活困窮者に関する相談も受けるよう、機能の拡充、強化を行った。	生活困窮者自立支援制度の周知・啓発を行い、支援対象の把握や確実な制度利用へのつなぎを実現する必要がある。	継続実施。	B										
										生活支援課	(2) 身近な地域での相談支援の推進 ・身近な地域での相談支援の推進 ・高齢者生活支援センターを身近な相談窓口として、地域の人々と連携を図りながら支援をすすめます。また、福祉施設やサービス提供事業所や医療機関・薬局等が身近な地域の相談窓口の役割を發揮し、多様な相談への対応や専門的な窓口へのつなぎなどができるよう、連携と支援を強化します。 ・民生委員・児童委員や福祉推進委員等の地域の人々による身近な相談支援活動を支援するよう、情報提供や連携を強化します。	生活支援課	生活困窮者自立支援が新設されるため、より詳細の情報共有と連携強化を行う。	B	・高齢者生活支援センターや医療機関と必要に応じて連携し、生活保護受給者の方に適切な支援ができるようにしている。 ・福祉を高める運動研究会への参加などにより民生・児童委員や福祉推進委員等の地域の人々との連携を図り、生活保護受給世帯や生活困窮者への支援強化を図っている。 ・生活困窮者自立支援法施行に伴い、地域福祉課と連携強化を行うことによりトラブルを回避することができている。	生活困窮者自立支援制度との情報共有の強化が必要。	生活困窮者自立支援制度との情報共有の強化が必要。	平素から関係各所と良好な関係を構築し、連携できる環境を構築する。	A							
																				障害福祉課	地域発信型ネットワークや関係機関が集まる場での積極的な情報提供。 基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実。	A	○身近な相談窓口として障がい者相談員が障がい種別ごとに相談に応じ、支援を行っている。 ○地域に暮らす障がいのある人への相談支援が円滑に行われるよう研修や情報提供を通じて、民生委員等との連携を強化している。 ○平成26年度に設置した障がい者基幹相談支援センターが相談支援事業所の後方支援を行いながら相談支援体制の充実を図っている。	相談窓口の周知・障がいに対する理解の促進が必要。	地域発信型ネットワークや関係機関が集まる場での積極的な情報提供。 基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実。	A

第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票

目標	協働して取り組む柱と方向	市が先導的に取り組むこと	所管・関係課	平成27年度目標	取組状況	平成27年度現状	所管・関係課名	福祉部集約版	取組状況
							平成27年度課題	平成28年度目標	
			高齢介護課	継続。	B	平成25年3月に作成した地域包括支援センターの指針に基づいて、民生委員、権利擁護支援センター等様々な機関と連携し高齢者をサポートする体制を構築している。	介護サービス事業者や医療機関、民生児童委員、ボランティア、住民組織等との連携を図り、活動内容の充実を目指す。	継続実施。	B
			高齢介護課	継続実施。	B				
			地域福祉課	継続実施	B	・民生委員・児童委員が、高齢者、障がい者、子どものいる家庭の困りごとの相談に必要な機関へつなげるように、研修、講演等を実施し、連携強化を図った。	支援が必要な人に対する協働・連携した体制の整備	継続実施	B
		(3)コミュニティソーシャルワークのしくみづくり ・地域生活の多様なニーズや地域の福祉課題を、さまざまなサービスや活動をつないだり、創りだしながら支援し、地域の福祉力を高めていく「コミュニティソーシャルワーク」のしくみづくりに取り組みます。 ・地域福祉コーディネーターがさまざまな相談に対応しながら、相談支援機関や地域の人々、事業者等のネットワークを強化します。	高齢介護課	継続実施。	B	高齢者に関わる機関のスタッフが皆「コミュニティソーシャルワーク」の意識を持ち活動している。	研修、臨床の機会が必要。	関係者・関係機関とネットワークを構築する。	B
			地域福祉課	改編された地域発信型ネットワークの浸透と推進を図る。	B	地域発信型ネットワークに位置づけられた会議体の運営を担っている社会福祉協議会と連携を取りながら会議体開催の支援をした。	支援が必要な人と支援できる「担い手」となる市民をつなぐことができるようコーディネーション機能を地域で育てていく必要がある。	地域発信型ネットワークの浸透と推進を図る。	B

第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票

目標	協働して取り組む柱と方向	市が先導的に取り組むこと	所管・関係課	平成27年度目標	取組状況	平成27年度現状	所管・関係課名	福祉部集約版			
							平成27年度課題	平成28年度目標	取組状況		
3. 地域生活を支えるサービスや活動を充実します	3-1) 福祉サービスの充実 *地域で自立して生活できるよう、多様なニーズに応える質の高い福祉サービスを提供します。	(1)地域での生活を支援する福祉サービスの提供 ・地域で自立して生活できるよう支援する福祉サービス、市民のニーズをふまえて効果的に提供できるよう、高齢者福祉計画・障がい者福祉計画・次世代育成支援対策推進行動計画等を通して推進します。 ・健康や生きがいの増進、介護予防など、生活の質を高め、支援が必要になることをできるだけ予防するサービスを、積極的に推進します。また、若い人の定住を促進するよう、子育て支援や働いている人への支援等を推進します。	障害福祉課	特になし。		保健福祉センター内水浴訓練室で、障がい児・ぜんそく児の訓練事業、高齢者の介護予防事業や障がい者・ぜんそく児・高齢者の開放事業を実施。	利用者の増加に伴い、プログラムの見直し等に取り組む必要がある。	継続実施。	B		
			生活支援課	ケースワーカーに対して就労指導に関する研修を行うとともに、これまで同様ハローワークによる出張職業相談を継続させることで、より一層の支援強化を図る。	A	西宮ハローワークの協力により、ハローワーク出張相談が定例化し、内容も充実してきた。就労開始と保護からの自立につながるケースも増加している。	ハローワークでの求職活動を敬遠する対象者に対して啓発及び指導を行う必要がある。	ハローワーク出張相談を契機にした求職活動の啓発をさらに進めるとともに、求職活動支援及び就労準備支援に関する指針を整備することにより、就労支援事務の安定導入を図る。	A		
			障害福祉課	特になし。	B	障がい者が自立して地域の中で生活できるように、グループホーム等の居住系サービス、就労支援等の日中活動系のサービス、障がい児機能訓練事業等障がい福祉サービスの充実に努めている。	各種サービス提供事業所等と連携を行い、障がい福祉サービスの基盤整備・充実を図るとともに、生活安定のために必要な支援等障がい者の地域生活、在宅生活を支えるサービスの充実に取り組む必要がある。	特になし。	B		
			高齢介護課	継続。	B	介護予防センターを介護予防の拠点として、各高齢者生活支援センターや老人福祉会館等でも介護予防教室（さわやか教室）を実施している他、地域で自主的に介護予防が実践できるよう「健康遊具マップ」を作成、積極的に配布している。	介護予防センターの周知を図り、自主的な介護予防への取組を推進していく。また、介護予防センターにおいて、介護予防に関する知識の普及啓発を行う。	継続実施。	B		
			高齢介護課	活動者を増やす。	B						
			地域福祉課	継続実施。	B	・小地域福祉ブロック会議では、目標等を決め、町内で実践するところや会議開催回数を増加する地区もあり、実行委員会を立ち上げ、認知症サポーター養成講座を行う地区もあった。 ・地域ケアシステム検討委員会では、目的を共有し、委員は小地域福祉ブロック会議・中学校区福祉ネットワーク会議へも参加し、委員会の運営に反映させた。	専門職との連携を含め、中学校区福祉ネットワーク会議の在り方の検討を行う必要がある。	継続実施。	B		
			高齢介護課	活動者を増やして、支援していく。	B	窓口対応や、家庭訪問等迅速に的確に対応した。	職員のスキルアップと関係機関との連携の強化。	引き続き迅速に的確に対応する。	B		
			ハートフル福祉公社	継続実施。	B	・ハートフル福祉公社では、紙おむつ給付及び宅配事業、独自ヘルプサービスを行い、安否確認等を行った。 また、大東町LSA(ライフサポートアドバイザー・生活援助員)を常駐させ、365日、日中において入居者に対し、緊急時の対応、安否の確認、生活指導等を行った。	特になし。	継続実施。	B		
			地域福祉課	継続実施。	B	個別支援については、各課、関係機関と連携し、必要に応じて、介護や障がいのサービスの提供を含め、協働で取り組んでいる。	今後も複合支援ニーズを抱えた世帯の支援を迅速、円滑に行なうために、各課関係機関との協働を図る。	継続実施。	B		

第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票

目標	協働して取り組む柱と方向	市が先導的に取り組むこと	所管・関係課	平成27年度目標	取組状況	平成27年度現状	所管・関係課名	福祉部集約版	
							平成27年度課題	平成28年度目標	取組状況
		(3)サービスの質を高める取組の推進 ・事業者・従事者の意識やスキルの向上、サービスへの意見や苦情を改善につなぐ取組、自己評価・第三者評価によるサービス評価などを、事業者の団体等と連携して推進します。 ・評価の結果を公表し、サービスを選ぶための情報を提供します。	障害福祉課	監査に対する実績を増やし、スキルアップに努める。	B	兵庫県の実施するサービス提供事業所への監査に同行し、適正なサービス提供の確認を行うとともに指導助言を行っている。	監査に係る職員体制の充実が必要。	監査に対する実績を増やし、スキルアップに努める。	B
			高齢介護課	継続。	B	地域密着型サービス事業者は年に1回自己評価・外部評価を受審。サービスへの意見や苦情については、直接面談及び電話にて適時事業者と連携をとり向上に努めている。 市内ケアマネジャーに対し、会議や研修を開催し、情報提供、質の向上に努めている。 また、H24年度より介護相談員を施設に派遣し、利用者の声を伝えることでサービスの質の向上を図っている。	介護サービス事業者の自己評価や外部評価の結果等を市民が活用できる仕組みについて、関係機関との連携のもと検討していく必要がある。	継続実施。	B
			高齢介護課	継続実施。	B				
			ハートフル福祉公社	継続実施。	B	・ハートフル福祉公社では、介護職員の実習指導、看護師、医師の実習受け入れ等を行い他団体との連携に努め、サービスの質を高める取組を行った。	特になし。	継続実施。	B
			地域福祉課	継続実施。	B	・「介護相談員」として活動している26名の相談員が市内13か所の施設に訪問し、利用者からの相談に応じている。 ・「介護相談員」がスキルアップ研修に参加し、自己研鑽に努めている。	・「介護相談員」として活動する人員の確保とスキルアップ研修の継続開催。 ・「介護相談員」の活動の場の拡充。	継続実施。	B
		(4)サービスの担い手の確保 ・質の高いサービスの提供体制を確保するよう、福祉の仕事への市民の理解を得ながら、人材の養成・確保や働きやすい環境づくりなどに、専門職や事業者の団体等と連携して取り組みます。	障害福祉課	基幹相談支援センターが、研修・事例研究会を行いながら相談支援事業者の人材育成に努めていく。	B	基幹相談支援センターが相談支援事業所への専門的な指導やアドバイスを行い人材育成に努めている。	基幹相談支援センターのスキルアップが必要。	基幹相談支援センターが、研修・事例研究会を行いながら相談支援事業者の人材育成に努めていく。	B
			高齢介護課	高齢者の就労支援。	B	高齢者の技術や経験を活用して地域のニーズに対応するシルバー人材センターを支援した。	福祉的な仕事への市民の理解と協力を得ること。	高齢者を含む様々な方に福祉的なサービスについて理解を得る。	B
			地域福祉課	継続実施。	B	各地区の小地域福祉ブロック会議が開催されており、地域での取組の共有や地域をこえた取組についても協議している。	・具体的な活動を通して、必要な人材育成・確保についての検討していく。	継続実施。	B

第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票

目標	協働して取り組む柱と方向	市が先導的に取り組むこと	所管・関係課	平成27年度目標	取組状況	平成27年度現状	所管・関係課名	福祉部集約版	
							平成27年度課題	平成28年度目標	取組状況
	3-2) 地域福祉活動の推進 *さまざまなニーズにきめ細かく応える多様な地域福祉活動をすすめるよう、一人ひとりが「できること」で参加し、多様な人々に呼びかけて広がります。	(1)多様な地域福祉活動の推進 ・一人ひとりが「できること」で参加できる多様な取組を、地域福祉活動を推進する機関・団体等と連携して推進します。 ・地域福祉の基盤となる活動として、安心してともに暮らすための見守り・声かけ活動や、ゴミ出しなどの日常のちょっとした“困りごと”を支援する活動を推進します。 ・芦屋市民の財産である豊かな自然や文化を活かして、まちへの愛着を高め、質の高い生活を支援できる地域福祉活動を推進します。 ・多様なニーズに対応する活動をすすめる方法のひとつとして、コミュニティビジネスや社会起業としての取組や、有償の地域福祉活動なども推進します。	高齢介護課	人材の活用。	B	高齢者団体等が、ボランティア活動に取り組んだ。	担い手の確保。	高齢者団体等への意識の啓発。	B
			地域福祉課	継続実施。	B	・福祉フェアに参加し、「人と人のつながり」をテーマにつながりのある地域を創るために活動を行っている団体等に取組について発表していただき、表彰を行う「地域福祉アクションアワード」を開催。 ・3月予定の「市民が創る福祉プロジェクト展」では認知症をテーマに企画を行っている。	活動について、周知・啓発が十分ではない。また地域活動の報告の場としてフェアやプロジェクト展を位置付けられるよう仕組みづくりが必要。	継続実施。	B
		(2)一人ひとりが「できること」で参加できる取組の推進 ・一人ひとりが「できること」で参加できるよう、「ひとり一役」をスローガンとした取組を推進します。 ・そのために、支援を求める人と活動を希望する人のニーズを集約し、コーディネートする「(仮称)あしや役立ち隊」のしくみづくりを推進します。 ・多様な人々の参加をすすめるよう、支援を受ける立場の人の当事者活動や、専門的な知識やスキルを活かしたプロボノ活動などを推進します。(改行しました) ・高齢期の方が健康づくりや生きがいづくりとあわせて地域福祉の活動ができるよう推進します。 ・地域福祉活動に参加するきっかけをつくるよう、多様な呼びかけや講座、仲間づくり等の取組を推進します。	高齢介護課	高齢者の生きがいづくりの支援として、ゆうゆうクラブ(朝日ヶ丘小・潮見小)を充実させ、趣味の延長線上として生きがいづくりや健康づくりに取り組む。	B	高齢者生きがいサービス事業(生きがい活動支援通所事業)の実施、周知に努めた。	地域での活動のバラツキ。	市内の身近な場所に健康づくりや生きがいづくりができる場所を確保していく。	B
			地域福祉課	新プロジェクトを含む4プロジェクトの活動強化。	A	・地域福祉アクションプログラム推進協議会における4つのプロジェクトの推進。 ・市民が創る福祉プロジェクト展の開催と福祉フェアにおける活動報告と啓発を実施。	4つのプロジェクトの推進と連携。	4つのプロジェクトの活動強化。	A
		(3)「お互いさま」の意識づくり ・「お互いさま」の活動として気持ちよく支援しあえる環境を広げていくよう、「たすけ上手」、「たすけられ上手」になるための啓発や学習を推進します。	高齢介護課	周知・広報。	B	相談される方に適切なアプローチを行った。	市民の意識の啓発。	地域での生活環境を整える支援をしていく。	B
			地域福祉課	継続実施。	B	地域の会議体において、地域福祉計画の周知・啓発に努めている。	特になし。	継続実施。	B
		(4)事業者等による地域福祉を推進する取組の推進 ・生活に関わるさまざまなサービスが、福祉の支援が必要な人にも利用できて生活を広げるうえで役立つものとなり、同時に地域の活性化にもつながるよう、事業者の団体等と連携して推進します。 ・企業等が地域の一員として取り組むCSR(企業の社会的責任)の活動を推進するとともに、地域のさまざまな取組と協働できるよう支援します。	高齢介護課	既存の見守り協定先だけでなく、新たな見守り協定先の発掘。	B	地域見守り事業の推進を図った。セブン・イレブンと見守り協定を交わす。	企業等への啓発。	地域見守り事業を推進する。	B
			地域福祉課	継続実施。	B	「わがまちベンチ」「ひとり一役運動」「情報紙プロジェクト」「きらっとプロジェクト」の活動を継続。	特になし。	継続実施。	B

第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票

目標	協働して取り組む柱と方向	市が先導的に取り組むこと	所管・関係課	平成27年度目標	取組状況	平成27年度現状	所管・関係課名		福祉部集約版	
							平成27年度課題	平成28年度目標	取組状況	
	3-3) 多様な連携による支援 *新たなニーズや困難な課題が起きたときはみんなで集まって話しあい、力をあわせて取り組みます。	(1)協働で課題を解決する取組の推進 ・トータルサポートのしくみを通じて市役所内の連携を強化するとともに、関係機関や地域等の連携をすすめるコミュニティソーシャルワークを推進し、新たなニーズや困難な課題に対して、さまざまな力が協働して解決する取り組みをすすめます。 ・問題解決の成果をあらたな制度やしきみとして構築し、スムーズな解決や予防的な取組にもつないでいくよう推進します。	生活支援課	トータルサポート機能の充実を図るとともに各所管課内部での情報共有についても充実させる。	A	トータルサポートの仕組みを最大限に生かし、地域・障害・高齢各課と柔軟かつすき間のない支援が充実してきている。	問題発生から解決に至るまでの記録を関連各課で共有する仕組み(共通様式・フォルダ)が確立されていない。	更に連携を強化するとともに、各地区の担当者会を定例化するなど関係強化を図る。	A	
			障害福祉課	基幹相談支援センターが困難化複雑化した事例等に対して解決できるよう努めていく。	B	○自立支援協議会において、困難事例への対応策や地域の共通課題への対応策の検討、関係機関とのネットワークの構築などを行っている。 ○基幹相談支援センターが関係機関と連携して解決に向け取り組んでいる。	関係機関との協働により新たなニーズや困難な課題等スムーズに解決できるよう努める必要がある。	基幹相談支援センターが困難化複雑化した事例等に対して解決できるよう努めていく。 また、障害者差別解消法の施行に伴い「障害者差別解消支援地域協議会」を組織し各関係機関が連携し障がい理由とする差別の解消を図る。	B	
			高齢介護課	地域の支援者との協議と連携。	B	庁内での課題に対してトータルサポートを軸に関係機関が連携して取り組んだ。	課題に迅速に取り組むこと。	様々な機関と連携を強化していく。	B	
			地域福祉課	継続実施。	B	27年度実績(4~12月)新規84件(内訳:高齢者50件 障がい者14件 障がい児1件 制度外20件) 支援する世帯の課題は複雑に関連しているため、他部署と連携により支援を進めている。 27年度新たに施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく相談事業等を主とし、生活困窮者の支援を行っている。	「生活困窮者自立支援法」は「経済的困窮」と「地域からの孤立・排除」に着目した法であるため行政・関係機関・団体・地域が一体となって取り組んでいくことが必要であり、今後制度の周知や、就労や居場所の開拓が必要である。	継続実施。	B	

第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票

目標	協働して取り組む柱と方向	市が先導的に取り組むこと	所管・関係課	平成27年度目標	取組状況	平成27年度現状	所管・関係課名	福祉部集約版	取組状況
							平成27年度課題	平成28年度目標	
4. 権利をまもる取組を充実します	4-1) 権利擁護の意識づくり *お互いのニーズを理解し、権利を尊重して生活する意識を高めます。	(1) 権利を尊重する意識づくりの推進 ・年齢、性別、国籍、障がいの有無等による違いを理解し、お互いの人格と地域で生活するうえでの権利を尊重する意識を高めて“心のバリアフリー”を実現していくよう、地域福祉の啓発、学習、活動での交流などを通じて推進します。	障害福祉課	特になし。	B	○障がい者虐待の防止及び通報・相談窓口に関して、広報やHPでの周知やリーフレットを作成し、配布している。 障がい者虐待防止の講演会を開催し、虐待防止に取り組んでいる。	引き続き市民の理解を広めるための啓発が必要である。	継続実施。	B
			高齢介護課	周知を行っていく。	B	権利擁護支援センターと連携して、高齢者の権利を守る取組を行った。	高齢者の権利を守る意識の啓発。	市民に啓発をする機会を設ける。	B
			地域福祉課	継続実施。	B	・社会福祉協議会と共同で、地域の会議体において、「権利擁護」のワークショップを継続して実施。(4か所) ・地域住民が「権利擁護」の理解を深め、近隣住民の変化に気づいて適切な機関につなぐことで、支援が必要な人の課題が重症化予防が可能であることを普及・啓発している。	・市内9か所の地区で開催予定であったが、一部27年度にも実施予定である。	継続実施。	B
	4-2) 権利侵害・虐待対応の充実 *権利侵害や虐待を予防するための支援と迅速・的確な対応を、地域の力をあわせてすすめます。	(1) 権利擁護支援の充実 ・高齢者・障がい者等への権利擁護支援について、地域における担い手の育成・確保を図るとともに、権利擁護支援センターの機能を含めたネットワークの構築に取り組めます。	障害福祉課	継続実施。	B	○権利擁護支援センターに障害者虐待防止センター機能を設けて障がい者の権利擁護支援を進めている。	障害者虐待防止センターの周知を引き続き行い、支援体制の充実を図る必要がある。	継続実施。	B
			高齢介護課	支援の連携と協議を積極的に推進。	B	権利擁護の推進のため、関係機関が集まり支援のあり方について、随時協議をしている。	迅速な対応が必要。	関係機関との協議を推進する。	B
			地域福祉課	継続実施。	B	権利擁護支援者養成研修 27年度 30名定員で14名参加(3月12日終了) 人材バンクに多くの方に登録していただけるよう働きかける。 ・研修修了者のためのスキルアップ研修を開催し、前年度までの受講生の参加を促した。	・人材バンクに登録後、活躍する場所と研修修了者の質の確保が継続して必要。	継続実施。	B
		障害福祉課	個々のケース支援の積み上げから、虐待に対する認識を深め、支援体制の強化を図る。	B	○障がい者虐待の防止及び通報・相談窓口に関して、広報やHPでの周知やリーフレットを作成し、配布している。	相談窓口、関係機関における障がい者虐待に関する知識、対応について、深める必要がある。	個々のケース支援の積み上げから、虐待に対する認識を深め、支援体制の強化を図る。	B	
		高齢介護課	・啓発と周知を充実。 ・トータルサポートと連携することで、養護者支援の強化に取り組む。	B	養護者によるもの、あるいは施設内での虐待を防止するために初期の段階で介入し、迅速な対応に努めた。	高齢者に関わる全ての方が虐待防止の意識を持つこと。	気づきに迅速に対応していく。	A	
		地域福祉課	継続実施。	B	・各連部署の窓口職員の「気づき」から「福祉部につながる」ことにより、必要に応じて生活支援へと展開することが安定して行われている。 ・福祉部の支援開始後も当事者と家族等が関係各課の窓口に来所した際に、連携しながら、協働支援が実施できるようになった。 ・「Maybeシート」の活用による虐待の通報や相談はないが、庁内において継続した普及・啓発は必要。 ・虐待対応について理解を深めるため、行政や関係機関向けに研修を計5回行った。	行政・地域ともに「権利擁護」について普及・啓発が必要。	継続実施。	B	

第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票

目標	協働して取り組む柱と方向	市が先導的に取り組むこと	所管・関係課	平成27年度目標	取組状況	所管・関係課名		福祉部集約版	
						平成27年度課題	平成28年度目標	取組状況	
	4-3) 後見の支援の充実 *判断能力が不十分な人が自立した生活ができるよう、支援します。	(1)後見的な支援の充実 ・判断能力が不十分な人が地域で自立して生活していくうえで、意思決定や金銭管理等の支援を行う福祉サービス利用援助事業や成年後見制度が適切に利用されるよう、専門職や地域の人々などによる支援体制を充実します。	生活支援課	判断能力が不十分な生活保護受給者に、金銭管理だけではなく、必要に応じて成年後見制度の利用をすすめる。	A	判断能力が不十分な生活保護受給者に、金銭管理制度の利用をすすめる、安定した生活がおくれるように支援。高齢介護課担当との連携強化により成年後見制度の利用促進を行うなど支援の充実を図った。	金銭管理の利用開始までに時間を要するケースが多く、それまでの間、各関係機関の協力を得なければならない。金銭管理サービス申請から決定までの間の補完的な措置が必要。	社協・権利擁護の金銭管理サービスの決定を待つ間の見守りを充実させる。	A
			障害福祉課	関係機関に対し、制度の周知を図る。	B	○成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度の利用が必要な方が適切に利用できるよう支援している。	制度の周知が不十分。	関係機関に対し、制度の周知を図る。	B
			高齢介護課	適切に市長申立てによる支援を行う。	B	後見が必要な場合は十分に協議し、支援につなげる。また、必要な場合は市長申立てを行う。	制度の理解。支援の必要性の見極め。	制度の周知を行う。適切に市長申立てを行う。	B
			地域福祉課	・事例を積み重ねることについて継続実施。必要に応じて適宜要綱改正を行う。	B	成年後見制度等の利用状況 27年度 ・市長申立て 高齢者2件 ・権利擁護支援センター 法人後見(PASネット)13件 ・福祉サービス利用援助事業 PASネット9件 社協 約40件 権利擁護支援システム推進委員会にて、市民後見人の推薦システム構築に関するプロジェクトチームを構成し、市民後見人を推薦する仕組みの検討を開始した。	・適切かつ迅速に制度利用ができるよう制度の正しい理解について普及・啓発が必要。 ・市民後見人の推薦システムの構築に向け、さらに検討を重ねる必要がある。	・事例を積み重ねることについて継続実施。必要に応じて適宜要綱改正を行う。 ・権利擁護支援システム推進委員会にて、検討を行う。	B

第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票

目標	協働して取り組む柱と方向	市が先導的に取り組むこと	所管・関係課	平成27年度目標	取組状況	平成27年度現状	所管・関係課名		福祉部集約版							
							平成27年度課題	平成28年度目標	取組状況							
5. 人と人のつながりを広げます	5-1) 地域でのつながりづくり *あいさつや交流を積極的に行い、困ったときにはたすけあえるつながりと“絆”を広げます。 *地域で支えあうために必要な個人情報の共有について、話しあいをすすめます。	(1)地域組織の活動への支援 ・自治会、老人会、子ども会、コミスク等の地域組織の活動を、市民の共通課題である地域福祉や、災害時に避難が難しい人への支援をひとつのテーマとして活性化するよう、地域発信型ネットワーク等を通じて支援します。 ・身近な地域での支えあいをすすめる基盤となる自治会等への加入を促進するよう呼びかけるとともに、マンション等での取組を支援します。	高齢介護課	高齢者の活動を支援していく。	B	機会あるごとに高齢者の団体や関係機関が地域に出て、様々な交流事業に参加した。	地域の方との交流を深めること。	継続実施。	B							
			ハートフル福祉公社	・ハートフル福祉公社の事業としてひき続き地域の催しに参加し、ニーズの把握に努める。	B	・ハートフル福祉公社では、大東町にあるLSA（ライフサポートアドバイザー・生活援助員）から地域の催しに参加している。				特になし。	・ハートフル福祉公社の事業としてひき続き地域の催しに参加し、ニーズの把握に努める。	B				
			地域福祉課	継続実施。	B	地域発信型ネットワークに位置づけられた会議体で、地域におけるさまざまな生活課題に対応するために会議体開催を支援。				特定の人のみ参加している状況がある。	継続実施。	B				
		(2)多様なつながりづくりの推進 ・地域で多様な人々が出会い、交流できるよう、サロン活動などを推進します。 ・地域との幅広いつながりがもちにくい（希望しない）人も、孤立せずにだれかとつながりをもって生活できるよう、さまざまな社会参加活動やサービスの利用などを通じた多様なつながりづくりを推進します。	障害福祉課	「喫茶」事業の周知。	B	市立みどり地域生活支援センターにおいて、様々な方が交流できる場としての「喫茶」事業を開始(平成24年8月30日から毎月第1, 第3木曜日)	「喫茶」事業の周知。	「喫茶」事業の周知。	B							
			高齢介護課	継続。	B	高齢者生活支援センターが地域交流の拠点として、福祉行政の情報を得たり、住民の交流の場となっている。また、機関紙を配布や地域のイベント等に参加するなど日ごろから地域との関係づくりに取り組んでいる。	高齢者生活支援センターや地域密着型サービス施設が地域交流の拠点として、福祉行政の情報を得たり、住民の交流の場となるよう取り組みまた、身近な所で居場所を作っていきたい。	市民が利用しやすいように取り組んでいく。	B							
			高齢介護課	現状の把握を行い、支援していく。	B	また、高齢者が生きがいを持って心身ともに健康に過ごしてもらえるよう生きがい活動事業、社会参加事業を推進した。										
		ハートフル福祉公社	ハートフル福祉公社バスツアー、ひだまり喫茶の広報等を充実させ、新しい参加者を確保する。	B	・ハートフル福祉公社では、高齢者の引きこもり防止のため、交流事業として、バスツアー、ひだまり喫茶を実施している。	・ハートフル福祉公社バスツアー及びひだまり喫茶的参加者が固定化してきている。	ハートフル福祉公社バスツアー、ひだまり喫茶的の広報等を充実させ、新しい参加者を確保する。	B								
		(3)支援が必要な人を地域で支えるつながりづくり ・日常的に介護や支援等が必要で、緊急時に自力での避難が困難な人を支援するしくみをつくるために、ニーズへの気づきや発見の取組を活かして、地域とのつながりと、日常的に支援しあえる関係づくりを推進します。	地域福祉課	・市民が創る福祉プロジェクト展や福祉フェアでは、参加への周知・啓発。	B	・地域福祉計画策定により誕生した地域福祉アクションプログラム推進協議会では、各プロジェクトで活動支援を行い、3月、市民が創る福祉プロジェクト展を開催。 ・「わがまちベンチプロジェクト」ではベンチ設置について検討したいと相談があった件について、地域福祉の取組について情報交換を行ったうえで、2台設置予定。 ・「市民が創る情報紙」では、7月に「男性の地域デビュー」をテーマとし第4号を発行。平成28年1月に「認知症になっても住み慣れた地域で暮らすために」をテーマに第5号発行。平成28年7月頃の発行を目標に第6号の作成を開始。 ・「きらっとプロジェクト」では、「いのちまもるあしや」を発行し、各小学校・中学校やイベント等で配布を行った（約15,000部）	周知・啓発の一層強化。	・市民が創る福祉プロジェクト展や福祉フェアでは、参加への周知・啓発。	B							
										高齢介護課	現状の把握を行い、支援していく。	B	介護保険サービス、一般高齢者施策を通して支援の必要な人が漏れないようにし、関係機関が連携した。援護者台帳の整理を進めた。	支援が必要な方のニーズの把握。	地域の協力を得ながら支援をする。	B
										地域福祉課	・改編された地域発信型ネットワークにより、参加者の「福祉」に対する意識づくりの推進を図る。	B	地域発信型ネットワークに位置づけられた会議体で、地域におけるさまざまな生活課題に対応するために会議体開催を支援している。	障がい者（児）やその他の支援が必要な人の情報の共有。	・地域発信型ネットワークにより、参加者の「福祉」に対する意識づくりの推進を図る。	B
		(4)地域福祉推進における個人情報のあり方の検討 ・プライバシー（私事をみだりに公開されない権利）を尊重しつつ、緊急時に支援しあえるしくみをつくっていくために、個人情報の共有のあり方を検討する。	障害福祉課	個人情報共有のあり方について結論を得られるよう、検討を進める。	B	関係各課と個人情報共有のあり方について検討を実施。	個人情報共有のあり方について、結論が得られていない。	個人情報共有のあり方について、結論が得られない。	個人情報共有のあり方について、結論が得られないよう、検討を進める。	B						

話しま9。
 ・個人情報に関する学習や、適切に管理するための支援を推進します。

高齢介 護課	啓発と周知。	B	個人情報のあり方について機会あるごとに研修等を受講し、またデータ管理を行った。支援者にその情報を徹底した。	緊急時の対応について地域の方への理解と協力が必要。	地域ごとに個人情報を守りながら支援体制を築く。	B
-----------	--------	---	---	---------------------------	-------------------------	---

第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票

目標	協働して取り組む柱と方向	市が先導的に取り組むこと	所管・関係課	平成27年度目標	取組状況	平成27年度現状	所管・関係課名		福祉部集約版	
							平成27年度課題	平成28年度目標	取組状況	
6. 安心・安全でバリアのない生活環境をつくりたい	6-1) 災害時の支援 *災害時にだれもが安全に避難できるよう、日頃から準備をすすめます。	(1)避難等に支援が必要な人を支える取組の推進 ・災害時にだれもが安全に避難できるよう、防災に関する意識や理解を高めるとともに、支援するしくみづくりをすすめます。 ・避難等に支援が必要な人の情報を本人の同意を得て共有し、地域と連携して避難支援プランを作成するとともに、避難訓練を実施するなど、緊急時に迅速に対応するための取組をすすめます。	障害福祉課	特になし。	B	○「緊急・災害時要援護者台帳登録申請書」の登録を進めており、平常時から見守りが必要な方について、民生委員が見守り活動を実施している。 ○広報臨時号において、登録の勧奨及び平常時からの見守りへの登録を促している。 ○台帳登録者数の増加や制度の周知を図るため、制度の概要や申請書を掲載したホームページを作成した。	自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など関係機関等と連携した救援体制の構築に至っていない。	自治会等への名簿の提供及び日頃からの見守り実施、個別避難支援計画の策定。	B	
			高齢介護課	連携を促進。	B	自治会、民生・児童委員、自主防災会に協力を仰ぎ、災害時要援護者の支援に対する取組を進めた。	様々な災害時の対応について地域の方への理解と協力が必要。	地域ごとに個人情報を守りながら個別支援計画を策定していく。	A	
			地域福祉課	継続実施。	B	個別支援計画に基づいた避難訓練を実施。福祉避難所の開設を含め、近隣住民と共に取り組んだ。	市民を含めた避難訓練を継続して実施していく。	継続実施。	B	
			福祉センター	防災安全課、福祉部、こども健康部合同で、要援護者及び福祉避難所の運営について調整を行う必要がある。	B	地域の方が行う防災に関する取組に協力し、保健福祉センターが災害時に担う役割についての説明を行った。	防災安全課、福祉部、こども健康部合同で、要援護者及び福祉避難所の運営について調整を行う必要がある。	運営マニュアルの整備及び、関係機関との調整を図る。	B	
	障害福祉課	継続実施。	A	「保健福祉センター（736㎡・200人）」に加え「みどり地域生活支援センター（322㎡・100人）」を福祉避難所として設定した。	みどり地域生活支援センターの福祉避難所ガイドラインの作成。さらなる福祉避難所等の確保を図る必要がある。	継続実施。	A			
	高齢介護課	防災安全課と協議。	B	公共施設、高齢者福祉施設等で対応できる避難者支援について確認し協力を仰いだ。	支援が必要な在宅高齢者の避難生活の確保。	福祉避難所等の確保に努める。	B			
	地域福祉課	防災安全課と連携を取り、災害時要援護者支援の体制づくりを検討。	B	災害時の支援活動を想定し、個別避難訓練を実施。	災害時要援護者の避難に際しての課題検討。	防災安全課と連携を取り、災害時要援護者支援の体制づくりを検討。	B			
	6-2) バリアフリーのまちづくり *だれもが安心して快適に外出し、社会参加ができる環境をつくりたい。	(1)バリアのないユニバーサルデザインのまちづくり ・だれもが安全で快適に外出できるまちづくりとして、道路・公園等の都市施設や、公共・民間の建築物のユニバーサルデザイン化を推進します。 ・整備された施設等が適切に利用されるようにマナーを高めるとともに、思いやりのところで支えあうよう、理解を深めます。 ・身近なところで生活に必要なさまざまなサービス等が利用できる、便利なまちづくりを推進します。	社会福祉課	継続実施。	B	・市内の施設等にカラーコーンやステッカー等、現状確認を行うとともに、現場確認を併せて行った。	制度開始から一定期間が経過したが、制度の主旨について再度説明が必要となっている。	市内設置施設管理者に対し、再度制度について周知を行い、更に制度の推進に取り組む。	C	
			高齢介護課	関係機関と協議推進。	B	誰もが生活しやすいようにバリアフリー化を推進するため住宅改修費助成事業の対象者を拡大した。	制度の周知が必要。	住まいのバリアフリー化に向け市民に制度を周知し事業を実施していく 公共交通に頼らないで社会参加ができる仕組みづくりを検討していく。	B	

第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票

目標	協働して取り組む柱と方向	市が先導的に取り組むこと	所管・関係課	平成27年度目標	取組状況	平成27年度現状	所管・関係課名	福祉部集約版	取組状況
							平成27年度課題	平成28年度目標	
		(2) 快適な歩行空間づくり ・快適に歩いて外出することを通して、自然や文化を活かしながら市民が交流できるまちづくりをすすめるよう、歩道の整備を推進します。 ・外出時に休憩の場とともに市民の交流のきっかけとなるベンチを市民参加でつくっていくよう、「わがまちベンチプロジェクト」を推進します。	地域福祉課	継続実施。	A	ベンチプロジェクトのベンチを市内に13台を設置し、市民の交流のきっかけづくりをした。今年度も継続して設置を希望する地域の相談に応じている。	関係機関との連携強化。	継続実施。	A
		(3) 移動に関する支援の充実 ・日常生活や社会参加が便利にできるよう、公共交通の充実を図ります。 ・ガイドヘルプや移送サービス等、多様な方法での移動支援を推進します。	社会福祉課	継続実施。	B	高齢者、障がい者等に配慮した超低床ノンステップバスの導入を促進するため補助金を交付(毎年1台) 芦有ドライブウェイを通行する路線についてはヘアピンカーブを曲がる時に斜体が地面にすれる恐れがあるが、その他の路線については走行可能となっている。	芦有ドライブウェイを通る路線でのバスの対応。どの時刻にノンステップバスが走行するか市民に対し周知出来ない。	継続実施。	B
			障害福祉課	継続実施。	A	○屋外での移動が困難な障がい者等に対する社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加を行うための移動支援を行っている。 ○公共交通機関の割引や公共交通機関を利用することが困難な在宅の重度障がい者に対し、生活行動範囲の拡大、通院、通所及び社会参加のため、タクシー及び自動車等を使用するものに対しその費用の一部を助成しているが、平成27年度からタクシー使用について、一回の利用制限を緩和した。	誰もが安心して外出でき、地域社会へスムーズに参加できるよう支援が必要。	継続実施。	A
			高齢介護課	関係機関と協議。	B	高齢者バス運賃助成事業を実施し、高齢者の社会参加を促した。 要介護高齢者にはタクシーの助成制度を適用した。	バスやタクシーの利用の実態を把握すること。	継続実施。	B
6-3) 防犯・交通安全の推進 * 犯罪や事故のない安全なまちを、地域の力をあわせてつくります。		(1) 安全なまちづくりの推進 ・子ども、障がい者、高齢者、外国人等の弱い立場に置かれがちな人が安心して暮らせるよう、地域の連帯も活かして犯罪や事故から守るまちづくりを支援します。 ・防犯や交通安全のための環境整備を推進します。	社会福祉課	継続実施。	B	社会を明るくする運動講演会を実施。保護司会等関係団体が参加し、犯罪を犯した者が更生するまでの講演を聞くことにより、保護司の活動及び地域との連携について推進できた。	より一層の推進。	継続実施。	B
			高齢介護課	関係機関と協議。	B	機会あるごとに防犯や交通安全のための啓発を実施した。 高齢者向けの交通安全教室の実施。	高齢者に防犯・交通安全の意識を持ってもらうことが重要。	継続して意識啓発に努める。	B

第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票

目標	協働して取り組む柱と方向	市が先導的に取り組むこと	所管・関係課	平成27年度目標	取組状況	平成27年度現状	所管・関係課名	福祉部集約版	取組状況
							平成27年度課題	平成28年度目標	
	6-4) 住環境の充実 *介護や支援が必要になっても安心して暮らせる住まいづくりをすすめます。	(1)多様なニーズに対応できる住宅づくりの推進 ・介護や支援が必要になっても安心して生活できるユニバーサルデザインの住宅づくりをすすめるよう、啓発や支援を推進します。 ・市営住宅のユニバーサルデザイン化をすすめるとともに、介護や支援が必要な人のニーズに応じた住戸を確保するよう、建替などとあわせて推進します。 ・介護が必要な人などが、地域で生活できる住宅を確保できるよう取り組みます。	障害福祉課	継続実施。	B	○障がい者が住みなれた住宅で安心して生活を送ることができる住宅環境を整備するため、既存住宅の改造に係る経費の助成を行っている。 ○福祉施設や病院等から地域へ移行して安心して生活を送ることができるよう、サービス提供事業所等と連携し、グループホームの整備促進を行っており、平成27年度に新たにグループホームが整備された。	安心して住み慣れた居宅や地域の中で暮らしていけるよう生活の場及び住居の確保の支援が必要。	継続実施。	B
			高齢介護課	継続。	A				
			高齢介護課	住宅改造費助成一般型を導入し、高齢者の住まいの環境整備に努める。	B	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を開設し、住み慣れた地域での生活を支えるサービスの提供を行っている。 また、誰もが生活しやすいようにバリアフリー化を推進するため住宅改造費助成事業の対象者を拡大した。	住み慣れた地域での生活を支えるために提供される地域密着型サービスについては、介護保険事業計画の目標整備値を達成すべく準備を進める必要がある。 また、市民に対して制度の周知が必要。	継続実施。	A

第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票

目標	協働して取り組む柱と方向	市が先導的に取り組むこと	所管・関係課	平成27年度目標	取組状況	平成27年度現状	所管・関係課名	福祉部集約版	
							平成27年度課題	平成26年度目標	取組状況
7. 地域福祉の活動を支えるしくみを充実します	7-1) 活動拠点の充実 * 地域の多様な資源を活かして、利用しやすい活動拠点を増やします。	(1)地域の活動拠点の充実 ・身近な地域で多様な人々が集まり、子どもから高齢者までの居場所となったり、情報を共有したり、協働して活動したりできる拠点を、地域のさまざまな資源を活用して確保するよう推進します。 ・集会所の整備や、公共施設や学校の余裕教室等をいっそう効果的に活用するよう検討します。 ・身近な地域や民間の施設等を活用するための支援方策等も検討します。	障害福祉課	活動団体との連携。	B	集会所や小学校内のゆうゆう倶楽部を活用して生きがい活動を実施した。	居場所の確保と創設。	高齢者の居場所を充実して実施する。	B
			地域福祉課	新たに安心生活基盤構築事業を行い、「まごのて」に変わる新たな取り組みを行い地域の資源活用を行っていく。	B	「わがまちベンチプロジェクト」の推進を図り、自治会をはじめとしたさまざまな組織と連携、協力して、ベンチを市内に13台を設置し、人と人のつながりを支援している。		「わがまちベンチプロジェクト」の周知、啓発が必要。	新たな取組を行い地域の資源活用を行っていく。
		福祉センター	地域福祉活動の拠点として更なる充実に努める。	B	関係機関と連携し、保健福祉センターの管理運営に取り組んでいる。エントランス事業をはじめ、地域福祉の拠点として機能の強化に努める。継続的な周知により、開設後5年5か月で利用者延べ88万人を突破した。	更なる周知と機能の充実が必要。	地域福祉活動の拠点として更なる充実に努める。	B	
	7-2) 活動財源の確保 * 地域福祉活動への参加としての“寄附文化”を広げながら、多様な方法で活動の財源を生み出します。	(1)地域福祉活動の財源確保の推進 ・多様な地域福祉活動を推進するために、市や民間の各種助成制度等をいっそう効果的に活用できるよう支援します。 ・地域福祉活動に参加するひとつのかたちとして寄附活動をいっそう推進するよう、“寄附文化”の醸成を図りながら、共同募金や各種基金等への理解と協力への呼びかけを強化するとともに、より協力しやすいしくみづくりなどに取り組みます。 ・公民協働の活動・事業を推進し、公的な財源と市民の思いや力を活かした事業を広げるよう取り組みます。	高齢介護課	必要な施設等の把握。	B	高齢者の団体が地域福祉活動を推進できるよう各種補助金や助成制度を活用した。	事業内容の精査。	財源を有効に活用し、必要なニーズに対応できるような地域福祉活動に取り組む。	B
			地域福祉課	継続実施。	C	「わがまちベンチプロジェクト」の推進を主とした、自主財源の確保は、実施しなかった。他の活動を支援する財源の確保等も実施できていない。	活動と財源の結び付けの支援について検討・協議をしながら、実施していく必要がある。	継続実施。	C
		高齢介護課	地域活動の把握と支援。	B	ボランティアグループやNPO法人等の活動について情報収集した。	参画する団体が少ない。	有償活動への意識の啓発を行う。	C	
(2)有償型の活動等の推進 ・有償型（謝礼型）の活動やコミュニティビジネス、社会起業等の新たなかたちの地域福祉活動も推進するよう、支援をすすめます。	地域福祉課	継続実施。	B	地域福祉推進アクションプログラム推進協議会において、プロボノ、既存団体、市民ひとりひとりの担い手と受け手のコーディネートを検討。	継続実施。	B			
	7-3) 活動への支援 * “楽しく” “しっかり” 活動できるように支援するしくみと取組を充実します。	(1)コミュニティワークをすすめる体制の充実 ・地域福祉推進機関である社会福祉協議会のコミュニティワーク（地域福祉活動支援）やボランティア活動の推進体制を強化し、市民・団体・事業者等の主体的な取組を専門的に支援する機能を高めるよう、支援します。 ・多様な市民活動団体の地域福祉を推進する活動への参加・協働を広げるよう、市民活動センターと連携して支援します。 ・身近な地域での活動をすすめるうえで、つなぎ役を担う「世話やきさん」がいっそう活躍できるよう、民生委員・児童委員や福祉推進委員をはじめとした、地域の人々の活動を支援します。	高齢介護課	現状の把握。	B	高齢者の団体の構成員が地域の「世話やきさん」になれるよう活動の支援を行った。	担い手となる高齢者が少ない。	より多くの高齢者が担い手となるよう活動内容を検討する。	B
地域福祉課			民生委員をもっと身近な相談役として住民に認知していただけるよう、啓発を行う。	B	民生委員は市民のパイプ役として、常に行政や地域包括などの関係機関と連携できるよう支援。特に、児童に係る問題は月1回主任児童委員や子育て推進課を含めての会議を開催し情報共有や報告をしている。地域住民にとって、できるだけ早く、より身近な相談者となれるよう活動を推進している。	継続して啓発していく。	民生委員をもっと身近な相談役として住民に認知していただけるよう、啓発を行う。	B	

第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票

目標	協働して取り組む柱と方向	市が先導的に取り組むこと	所管・関係課	平成27年度目標	取組状況	平成27年度現状	所管・関係課名	福祉部集約版	
							平成27年度課題	平成26年度目標	取組状況
		(2)楽しく活動できる支援や環境づくり <ul style="list-style-type: none"> “楽しく活動できる環境”をつくっていくよう、コミュニティワークの取組を通じて支援するとともに、地域福祉の啓発のなかで意識して取り組みます。 活動している人や団体等が集まり、情報を共有したり、相談しあいながら、よりよい活動を楽しくすすめるための場づくりを推進します。 活動をレベルアップしていくための情報提供や研修、安心して活動するための保険制度など、活動の内容に応じた支援を、社会福祉協議会等の地域福祉活動を推進する機関等と連携して充実します。 	高齢介護課	ニーズの把握と支援。	B	高齢者の団体や生きがいデイサービス活動に参加する高齢者がお互い楽しみながら情報を得て意識を高めている。	活動に参加できない方へのアプローチが困難。	活動が地域づくりの一環になるような取組にしていく。	B
	7-4) 協働活動・事業の推進 * “公と民”, “民と民” の多様な協働で、具体的な活動や事業をすすめます。	(1) 公民協働の活動・事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> 公民協働による具体的な地域福祉の活動・事業を推進するよう、市民の提案をもとに関係機関・団体等と連携して支援する「(仮称)地域福祉アクションプログラム推進協議会」のしくみをつくり、取組をすすめます。 	地域福祉課	様々なプロジェクトの取組の活性化、メンバーの増大。	B	月に1回程度の打合せを実施。地域福祉の推進方法について検討。	メンバーの固定化にともなう役割の固定化。	様々なプロジェクトの取組の活性化、メンバーの増大。	B
		(2) 多様な協働をすすめるテーブルづくり <ul style="list-style-type: none"> 地域型の活動とテーマ型の活動が協働するなど、多様な主体が出会い、協働できるよう話しあいを行う場(テーブル)を、地域発信型ネットワーク等を活用して充実します。 	地域福祉課	継続実施。	B	地域発信型ネットワークを活用して、地域活動が課題解決の成果に結びついた事例などの共有を図り、ネットワークの活性化を図った。	継続して取組、地域発信型ネットワークの活動の評価が必要。	継続実施。	B
	7-5) ネットワークの充実 * 地域のさまざまな人々が出会い、協議し協働するしくみを充実します。	(1) 地域発信型ネットワークの充実 <ul style="list-style-type: none"> 地域発信型ネットワークを地域にいっそう根ざしたしくみとしていくため、小学校区での取組の充実を図るとともに、「All Ashiya」での連携を強化するよう、組織体制を役割・機能の再構築を検討します。 地域の福祉課題はできるだけ身近な地域で解決するよう取り組みながら、地域で解決できないことはエリアを広げて考えていくよう、町内会区域、小学校区域、中学校区域、芦屋市域全域の4層の重層的な取組を強化します。 特に小学校区は、地域福祉の取組をすすめるうえでの中核的なエリアとして、地域の課題を地域の人々と専門的な支援が協力して解決していくしくみをつくっていくように、地域の主体性を活かした組織づくりを推進します。 	高齢介護課	地域との連携の促進。	B	高齢者の団体活動や、福祉施設、生きがい活動の場所等を身近な場所で提供し、地域のニーズを地域で充足できるようにした。	担い手となる方の育成と参加する方の発掘。	より多くの場所でより多くの方の声を聞く機会を持つようにする。	B
		(2) 地域の活動を施策や制度に活かす取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> 地域発信型ネットワークを通じて、地域での取り組みの成果や課題を全市的な展開や施策に活かしていくよう、ネットワークの各層をつなぐ取り組みを充実します。 広域的に取り組むべき課題等を県、国等の施策や制度の充実に的確につなぐ取組も強化します。 	高齢介護課	現状の把握。	B	地域で行われている様々な活動の現状を掌握し、課題を整理した。	重なる事業や不足している事業の精査が必要。	全市的に取り組む課題について、検討していく。	B
			地域福祉課	継続実施。	B	地域発信型ネットワークを活用して、地域活動が課題解決の成果に結びついた事例などの共有を図り、ネットワークの活性化を図った。	継続して取組、地域発信型ネットワークの活動の評価が必要。	継続実施。	B